

## 同意書について

凍結保存延長に関して、下記の内容を十分に理解し、納得した上で同意書のご記入をお願い致します。

1. 凍結・保存の期間は胚を凍結したときから最長3年間とし、1年ごとに更新を要する。妊娠などで未使用に終わった場合や、1年以上を過ぎても保存延長の手続きの無い場合で電話および郵送物等での延長希望の確認が困難であった場合、廃棄の対象となる。
2. この期間を過ぎて、さらに保存期間を延長したい場合は、書類を持って更新手続きをとるものとする。採卵・胚凍結保存を受けた本人が生殖年齢を超えたと判断された場合は凍結保存胚の廃棄の対象となる。
3. この期間内に夫婦のどちらか片方が死亡あるいは行方不明になった場合、胚・配偶子の所有権、使用権は、もう一方のパートナーに属し、夫婦両方ともに死亡した場合は、保存胚・配偶子は廃棄の対象となる。
4. この期間内に夫婦が離婚した場合は、卵子の所有権は当然妻に、精子の所有権は夫に帰属するが、胚の所有権・使用権に関しては法的期間（裁判所など）の判断に委ね、これに従うこと。
5. 凍結した配偶子の受胎は、双方が生存中のものであること。
6. この期間内に不慮の事故（天災など）で、保存胚・配偶子が損壊もしくは喪失する可能性がある。
7. 当施設において凍結保存中の胚および配偶子の継続保存が困難となった場合や、治療行為が行えなくなった場合、受け入れ可能施設を選定し、保存および治療継続を委託する可能性もある。

### 同意書の記入例

2020 年 1 月 1 日

ご記入日

夫婦の現住所 東京都港区高輪4-25-58

夫の氏名 城南 太郎

妻の氏名 城南 花子

夫婦別々の印鑑で  
ご捺印ください。

## 胚及び配偶子（卵子・精子）凍結保存延長における同意書

城南レディスクリニック品川 岩崎 信爾 院長 殿

我々夫婦は、胚・配偶子（卵および精子）の凍結保存・融解法に関して詳細な説明を受け、その内容を十分に理解しましたので、凍結保存を受けることに同意いたします。

また以下の付帯条項につきましても十分理解し、納得いたしましたので、従うことにして夫婦ともに同意いたします。また本治療内容および成績が学会登録および発表・論文等に使用されることに同意いたします（個人情報は厳重に保護されます）。

1. 凍結・保存の期間は胚を凍結したときから最長3年間とし、1年ごとに更新を要する。妊娠などで未使用に終わった場合や、1年以上を過ぎても保存延長の手続きの無い場合で電話および郵送物等での延長希望の確認が困難であった場合、廃棄の対象となる。
2. この期間を過ぎて、さらに保存期間を延長したい場合は、書類を持って更新手続きをとるものとする。採卵・胚凍結保存を受けた本人が生殖年齢を超えたと判断された場合は凍結保存胚の廃棄の対象となる。
3. この期間内に夫婦のどちらか片方が死亡あるいは行方不明になった場合、胚・配偶子の所有権、使用権は、もう一方のパートナーに属し、夫婦両方ともに死亡した場合は、保存胚・配偶子は廃棄の対象となる。
4. この期間内に夫婦が離婚した場合は、卵子の所有権は当然妻に、精子の所有権は夫に帰属するが、胚の所有権・使用権に関しては法的期間（裁判所など）の判断に委ね、これに従うこと。
5. 凍結した配偶子の受胎は、双方が生存中のものであること。
6. この期間内に不慮の事故（天災など）で、保存胚・配偶子が損壊もしくは喪失する可能性がある。
7. 当施設において凍結保存中の胚および配偶子の継続保存が困難となった場合や、治療行為が行えなくなった場合、受け入れ可能施設を選定し、保存および治療継続を委託する可能性もある。

年　　月　　日

夫婦の現住所\_\_\_\_\_

夫の氏名\_\_\_\_\_印

妻の氏名\_\_\_\_\_印